

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊少第315号

平成30年8月9日

非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について（通達）

非行少年を生まない社会づくりについては、「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（平成27年12月14日付け熊少第542号）に基づき、諸対策を推進しているところ、別添「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（平成30年4月17日付け警察庁丙少発第14号）が警察庁より示され、これには「再犯の防止等の推進に関する法律」を受け、平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」の施策も盛り込まれたところである。

よって、別添通達に基づく非行少年を生まない社会づくりの一層の推進に取り組みたい。

なお、前記本部長通達は廃止する。

※ 警察庁通達「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。